

高崎河川国道事務所公式Twitterアカウント運用ポリシー

1. 目的

本ポリシーは、高崎河川国道事務所の公式Twitterアカウント（以下、「当アカウント」という。）の運用に関する事項について定める。

2. 基本方針

当アカウントは、高崎河川国道事務所が管理する河川及び国道の防災等に関する情報を発信し、利用者の利便性を高めることをポリシーとする。

また、当アカウントは、専ら情報発信を行うものとし、原則として、返信は行いません。

3. 用語の定義

本ポリシーにおいて、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) ツイッター ユーザーが「ツイート」（＝140文字以内の短文）を投稿し、情報を共有できる民間ソーシャルメディアサービス。
- (2) 公式ツイッター 高崎河川国道事務所が設置・運用するユーザー名から発信するツイッターをいう。
- (3) アカウント ツイッターを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (4) ツイート ツイッターに投稿する文章のことをいう。
- (5) フォロー 他のユーザーのツイートを自動受信するように設定することをいう。（常に自分が受信できるようアカウントを登録すること。）
- (6) リプライ ツイッターを使っているユーザーからのツイートに返信することという。
- (7) リツイート ツイッターを使っているユーザーが投稿した文章を引用して発信することをいう。

4. 運用方法

当アカウントは、高崎河川国道事務所計画課が以下のとおり運用することとする。

(1) 運用体制

当アカウントの運用管理者は計画課長とする。

(2) 発信する情報

- ①管理する河川（烏川・神流川・鎚川・碓氷川）に関する防災情報
- ②管理する国道（国道17号、18号、50号）に関する防災情報
- ③震災時における管理施設の被災状況や利用状況
- ④その他高崎河川国道事務所に関連し、国民に周知する必要のある情報

- (3) 発信する文章の作成担当
ツイートする文章は、発信する情報に関する事務を所管する課が作成する。
- (4) 発信にあたっての留意点
 - ①誤解を与えない、わかりやすく簡素な情報発信とする。
 - ②信頼性が確保できない情報は発信しない。
- (5) 発信手順
情報の発信にあたっては、事務所長あるいは代行する者の確認を得た上、適時ツイートする。
- (6) ツイートに記載するリンク
ツイートに記載するリンクは、他機関の所管する防災情報等を引用する場合を除き、原則として高崎河川国道事務所ホームページ（以下、「事務所ホームページ」という。）のみとする。
- (7) 他アカウントのフォロー等
 - ①原則として、他アカウントのフォローやリプライ、リツイートは行わないものとする。
 - ②ただし、国、地方公共団体又は公共性の高い機関のアカウントについて、必要に応じてフォローやリツイートを行う場合がある。
- (8) なりすまし防止
 - ①なりすましによる誤情報等の流布を防止するため、公式ツイッターのプロフィール欄に事務所ホームページへのリンクを掲載する。また、当アカウントのユーザー名を事務所ホームページ上に明示する。
 - ②なりすましを発見した場合は、事務所ホームページにおいて情報を発信し、なりすましアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとする。
- (9) 利用者による書き込みの削除等
当アカウントの運用管理者が不適切と判断した書き込みについては、予告なく削除およびアカウントのブロック等を行う場合がある。

5. 免責事項

- ①高崎河川国道事務所は、利用者が当アカウントの情報をを用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではありません。
- ②高崎河川国道事務所は、ユーザーにより投稿された当アカウントに対する、リプライ、リツイート、コメント等について一切責任を負いません。
- ③高崎河川国道事務所は、当アカウントに関連して、ユーザー間又はユーザーと第三者間でトラブルや紛争が発生した場合であっても、一切責任を負いません。
- ④コメント等の投稿にかかる著作権等は、当該投稿を行ったユーザー本人に帰属しますが、投稿されたことをもって、ユーザーは高崎河川国道事務所に対し、投稿コンテンツを無償で非独占的に使用する権利を許諾したものとし、かつ、高崎河川国道事務所に対して著作権等を行使しないことに同意したものとする。

6. 運用ポリシーの周知・変更等

本ポリシーの内容は事務所ホームページに掲載し、周知する。また、本ポリシーは必要に応じて予告なく変更する場合がある。

7. 注意事項

当アカウントについて、予告のない運用中止、当アカウント自体の削除を行う場合がある。